

意見書案第 12 号

障害者自立支援法の改善を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 10 月 2 日

川崎市議会議長 鎚 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

” 竹 間 幸 一

” 猪 股 美 恵

障害者自立支援法の改善を求める意見書

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスや自立支援医療（更生、育成、精神通院医療）に原則1割の「応益負担」が導入された。障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」とみなして負担を課するという「応益負担」は、これまでのわが国の福祉の理念に反する。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを抑制しなければならず、将来を悲観した親子心中事件まで起きるほど、障害者と家族が苦しめられている。報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、事業の縮小に追い込まれた施設もあり、福祉労働者の離職や労働条件の悪化が深刻になっていることも重大である。

よって国におかれては、この事態を改善するために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 障害のある人々の生活を直撃している、福祉・医療の「応益負担」を中止し、障害者本人の実態を踏まえた負担に変更すること。
- 2 地域生活支援事業は、地方自治体が判断する必要なサービスを十分提供できるよう、国としての財源保障をすること。
- 3 高齢者介護認定判定表をベースとした障害程度判定表で受けられるサービスが限定される今日の仕組みを見直し、必要度を図れる判定表をもってサービスが受けられるようにすること。
- 4 以上のために、国は障害者関連予算の積算をやり直し、大幅な予算の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣